



鳥取県公報

平成13年12月14日(金)
号外第123号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------------|---|---|
| 規 則 | 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (71)(観光課)..... | 1 |
| | 鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則(72)()..... | 1 |

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則

- 1 利用料金を減免することができる場合に、次の場合を加えることとした。(第10条関係)
 - (1) 企画展示室を専ら練習又は準備のために利用するとき。
 - (2) 障害者及びその介護者が利用するとき(障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- 2 この規則は、平成13年12月15日から施行することとした。

規 則

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第71号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第34号)附則第2号に掲げる規定の施行期日は、平成13年12月15日とする。

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第72号

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立夢みなとタワー管理規則（平成10年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>（1）多目的ホール又は企画展示室を専ら練習又は準備のために利用するとき。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（多目的ホール、映像シアター、<u>企画展示室及び会議室</u>（以下「多目的ホール等」という。）を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）</p> <p>（5）及び（6）略</p> <p>2 略</p> | <p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>（1）多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（多目的ホール、映像シアター及び会議室（以下「多目的ホール等」という。）を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）</p> <p>（5）及び（6）略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、平成13年12月15日から施行する。